

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

グループホームみずまき

運営規程

(事業の目的)

- 第1条 有限会社日新商会が設置するグループホームみずまきにおいて実施する指定介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（以下グループホームとする）運営及び利用について必要な事項を定め、グループホームの円滑な運営を図る事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 グループホーム みずまき
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町吉田西3丁目15-11

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者1名
- この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者1名
- (3) 認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (4) 介護従業者5人以上
- 介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、9名(1ユニット)とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 妻介護者(含む、妻支援2)であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(健康管理)

第7条 介護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じる。

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、利用者に交付する。
- 4 計画の作成後においても、介護計画に基づき介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条1 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額、もしくは2割または3割の費用を申し受けます。

- 2 前項に規定するもののほか、別表に掲げる料金の支払いを受ける。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

利用料(本人負担分)

①介護サービス利用料(単位/日額)

利用者負担の割合 1割～ 3割負担

	1割負担	2割負担	3割負担
介護度	介護給付費	介護給付費	介護給付費
要支援2	761	1522	2283
要介護1	765	1530	2295
要介護2	801	1602	2403
要介護3	824	1616	2472
要介護4	841	1682	2523
要介護5	859	1718	2577

1. 介護職員等処遇改善加算(n)
2. 入院期間中の入退院支援体制についての取り組みに対する加算
3. 退去時情報提供加算

②入居一時金 90,000円

メンテナンス費用(35,000円)を差し引いた残金を返金します。

但し、経年経過による壁紙の張替えや短期間のご利用であっても補修が必要な場合は補修費用をご負担していただきます。

※利用料

居室料 月額 30,000円 入退去時は日割りになります

管理費 3,200円 入退去時は日割りになります

食材料費 1日 1,430円

光熱費 月額 13,500円 入退去時及び入院時は日割りになります

理美容代、おむつ代・レクリエーション代実費

その他

別途、利用者の負担が必要と認められた場合、利用者と協議の上徴収いたします。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 1 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の支援をうけ、認知症対応型共同生活介護計画の交付を受けることとし、相互の親睦に務めるものとする。
- ② 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- ③ 利用者は、健康に留意するものとする。
- ④ 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑥ 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第12条 職員は利用者に緊急事態が生じた時は、直ちに管理者に報告するとともに、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な処置を講じ、速やかにご家族、利用者がお住まいの市町村へ連絡する。また、事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐ3: :めの対策を講じる。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努める。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(苦情処理)

第15条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、コ1を市町村に通報する。

(身体拘束に関する事項)

- 第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的集業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域との連携等)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 1 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の市町村職員や地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2月に1回以上開催するものとする。
- 2 運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資力向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもコ企らの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社日新商会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和6年10月1日から施行する。